

神戸市東灘区公示第7号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項の規定による、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

令和4年4月18日

神戸市東灘区長 植松 賢治

1. 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

2. 閲覧状況

国又は地方公共団体の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
兵庫県企画県民部ビジョン局 ビジョン課	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき計画の実施状況を議会報告するために兵庫県企画県民部ビジョン局ビジョン課が実施する県民意識調査及び兵庫県企画県民部広聴課が実施する県民意識調査の対象者抽出のため	令和3年4月27日	東灘区域全域 (調査結果に一般性を付与するため、地域は無作為抽出) 18~20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上の7つの年齢階層から人口比に応じて算定した人数(男性65名、女性76名)を無作為抽出
神戸市健康局健康企画課	令和3年国民健康・栄養調査の被調査世帯状況確認のため	令和3年7月29日	東灘区深江本町4丁目